

# 組 合 規 約

## 第 1 章 総 則

(名称・所在地)

第 1 条 本組合はSBSロジコム労働組合とい  
い、事務所を東京都目黒区中央町2-3  
4-18に置く。

(目 的)

第 2 条 本組合は団結と相互扶助の精神により  
組合員の労働条件を維持改善し、経済的  
社会的地位の向上をはかることを目的と  
する。

(事 業)

第 3 条 本組合は前条の目的を達成するため  
次の事業を行う。

- (1) 労働協約の締結、改訂に関すること
- (2) 組合員の労働条件の維持改善に関す  
ること
- (3) 経営の民主化をはかる
- (4) 組合員の教育啓蒙に関する事項
- (5) 組合員および家族の福利厚生に関す  
る事項、ならびに文化的地位の向上  
に関すること
- (6) 同一目的を有する団体との協力、提  
携に関すること
- (7) その他目的を達成するために必要な  
あらゆる事項

## 第 2 章 組 合 員

(組 合 員)

第 4 条 SBSロジコム株式会社に所属する社  
員と定年時に再雇用者が組合員として希  
望した者をもって組織し、すべての社員  
はすべて組合員とする。

ただし、次の各項に該当する者は除く。

- (1) 課長級（管理職）以上の職にある者
- (2) 試用期間中の者、および臨時の者
- (3) 定年時に組合員として希望しなかつ  
た者
- (4) その他組合が除外することを適当と  
認めた者

(権 利)

第 5 条 何人も、いかなる場合においても、人  
種、宗教、性別、門地、または身分によ  
って組合員たる資格を奪われない。

また、組合員は平等に次の権利を  
有する。

- (1) この規約に基づき、この労働組合の  
すべての問題に参加する権利および  
均等の取扱いを受ける権利を有する
- (2) 組合役員その他の代表に選挙され、  
もしくは選挙する権利
- (3) この規約に基づき、自由に意見を表  
明し議決に参加する権利
- (4) 組合役員および機関の活動の報告を  
求め、または批判し解任を請求する  
権利
- (5) 懲戒処分について弁明し得る権利
- (6) 組合活動によって得た利益を公平に  
受ける権利

(義 務)

第 6 条 組合員は平等に次の義務を負うもの  
とする。

- (1) 組合の綱領・規約さらに大会の決議  
に従い、機関の統制に服する義務
- (2) 組合費および機関で決定したその他  
賦課金を納める義務
- (3) 規約に基づく各会議に出席する義務
- (4) 組合の機密を漏らさない義務

(加入の手続き)

第 7 条 組合に加入するときは、所定の加入申  
込書に必要事項を記載のうえ中央執行委  
員長に提出し、中央執行委員会の承認を  
得るものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 組合員は次の場合にその資格を失う。

- (1) 退職した時
- (2) 解雇された時  
ただし、組合が解雇を正当と認めて  
いない被解雇者については、その資  
格を失わない
- (3) 除名された時

- (4) 脱退が認められた時
- (5) 第4条ただし書きに該当した時

(脱退の手続き)

第9条 組合を脱退するときは所定の脱退届に必要な事項を記載のうえ中央執行委員長に提出し、中央執行委員会の承認を得るものとする。

脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

ただし、組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ脱退は認められない。

### 第3章 機 関

(機関の種類)

第10条 組合に次の機関を置く。

- (1) 決議機関
  - ア. 定期大会
  - イ. 臨時大会
  - ウ. 中央委員会
- (2) 執行機関
  - ア. 中央執行委員会
  - イ. 中央常任委員会
- (3) 監査機関
  - ア. 会計幹事

#### 第1節 大 会

(性格・構成)

第11条 大会は本組合の最高機関であって中央役員と大会代議員をもって構成する。

ただし、中央役員には決議権はない。

(招 集)

第12条 定期大会は年1回9月に開催するものとし、中央執行委員長が招集する。また隔年毎に中間大会を開催する。

ただし、中央執行委員会の議を経て大会の期日を繰り上げ、または繰り下げることができる。

(通知および議案の配布)

第13条 大会の日程、その他必要な事項は大会開催日2週間前に組合員に通知し、主な議案については原則として1週間前に配

布する。

(代議員の選出)

第14条 大会代議員は毎年8月の各支部ごと組合員数により定数を割り出し、組合員の直接無記名投票により選出する。また、選出規程については次のとおりとする。

- (1) 本大会は20名に1名(比率)で選出する。また端数処理については10名を1名に繰り上げる
- (2) 中間大会は40名に1名(比率)で選出する。また端数処理については15名を1名に繰り上げる

(大会の成立)

第15条 大会は代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。代議員の代理・委任は認める。

(大会議長)

第16条 大会議長は2名とし、代議員の中より大会で立候補、または推薦により選出する。

(付議事項)

第17条 大会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動方針の決定と経過報告の承認
- (2) 綱領および規約の改廃
- (3) 予算の決定および決算の承認
- (4) 他団体への加盟および脱退
- (5) 組合員の表彰および制裁
- (6) 役員を選任および解任
- (7) 組合の統合および解散
- (8) その他以上の事項に準ずる重要事項

(付議事項の決定)

第18条 付議事項の決定は出席代議員の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は議長が決める。

(臨時大会)

第19条 臨時大会は次の場合に開催し、2週間以内に中央執行委員長が招集する。

- (1) 中央執行委員長、または中央執行委員会が必要と認めたとき
- (2) 組合員の3分の2以上の要求があったとき

#### 第2節 中央委員会

(性格・構成)

第20条 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であ

って、大会から大会までの組合運営に関する諸方針を決定し、中央委員と中央役員で構成する。

ただし、中央役員には決議権はない。

(招 集)

第21条 中央委員会は中央執行委員会が必要と認めるとき、中央執行委員長が招集する。

(通知および議案の配布)

第22条 中央委員会の日程、議案その他必要な事項は開催日1週間前までに組合員に通知・配布しなければならない。

ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(中央委員の選出)

第23条 中央委員は支部組合員の30名に1名の比率で支部内の無記名投票または支部内の互選により選出する。

ただし、端数については20名以上を繰り上げる。

(中央委員会の成立)

第24条 中央委員会は中央委員の3分の2以上の出席をもって成立する。中央委員の代理、委任は認めない。

(議長・副議長)

第25条 中央委員会の議長は1名、副議長は1名とし互選により中央委員の中から選出する。

(付議事項)

第26条 中央委員会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 大会で決議された運動方針の具体的事項
- (2) 疑義の生じた運動方針ならびに規約の解釈
- (3) 臨時資金(カンパ)の徴収および特別支出の決定
- (4) その他必要と認めた事項

(付議事項の決定)

第27条 付議事項の決定は出席した中央委員の過半数以上の賛成を得て決定する。

### 第3節 中央執行委員会

(性 格)

第28条 中央執行委員会は大会・中央委員会で決議した事項について責任と統制をもつ

て執行し、緊急の処理にあたる常時活動機関である。

(構成・招集および議長)

第29条 中央執行委員会は中央正副執行委員長、中央書記長、および中央執行委員をもって構成し、中央執行委員長が必要に応じ招集する。また、原則として毎月1回以上開催し、議長には中央執行委員長があたる。

(中央執行委員会の成立)

第30条 中央執行委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成を得て決定する。

(責 務)

第31条 中央執行委員会は大会と中央委員会に必要な議案を提案し組合の財政を管理運営するとともに、業務の経過と活動状況を随時組合員に報告しなければならない。

(専門部および委員会の設置)

第32条 中央執行委員会はその任務遂行のため専門部を設置し、中央執行委員が各部長・部員の任にあたり業務を遂行する。また、必要に応じて委員会を設置することができる。

(専門部)

第33条 専門部は次のとおりとする。

- (1) 組織対策部
- (2) 財政部
- (3) 教宣部
- (4) 調査部
- (5) 文化部

### 第4節 中央常任委員会

(性 格)

第34条 中央常任委員会は中央執行委員会に提案する緊急議題の事項を協議・処理する機関である。

(構成・招集および議長)

第35条 中央常任委員会は中央正副執行委員長、中央書記長、および各専門部長をもって構成し、中央執行委員長が必要に応じ招集する。また、議長には中央執行委員長があたる。

(中央常任委員会の成立)

第36条 中央常任委員会は役員<sup>の</sup>3分の2以上の出席をもって成立する。

(責務)

第37条 中央常任委員会は中央執行委員会に対して責任を負う。

## 第4章 役員

(役員)

第38条 組合には次の(1)～(6)の中央役員および(7)(8)(9)の役員を置く。

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) 中央執行委員長  | 1名     |
| (2) 中央副執行委員長 | 若干名    |
| (3) 中央書記長    | 1名     |
| (4) 中央書記次長   | 若干名    |
| (5) 中央執行委員   | 各支部若干名 |
| (6) 中央会計監査   | 2名     |
| (7) 中央委員     | 各支部若干名 |
| (8) 職場委員     | 各支部若干名 |
| (9) 特別中央執行委員 |        |

### 第1節 役員の職務

(中央執行委員長)

第39条 中央執行委員長の職務については次のとおりとする。

- (1) 組合を代表し、業務を統轄する。
- (2) 中央執行委員会の議を経て専門部長を任命する。

(中央副執行委員長)

第40条 中央副執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(中央書記長)

第41条 中央書記長の職務については次のとおりとする。

- (1) 中央書記長は中央執行委員長統轄の下に日常業務を処理し、文書および記録の整理、保管にあたる
- (2) 中央執行委員長・中央副執行委員長が事故の場合は中央執行委員長・中央副執行委員長の職務を代行する

(中央書記次長)

第42条 中央書記長を補佐し、業務を行う。

(中央執行委員)

第43条 中央執行委員は中央執行委員会を構成し、それぞれ専門部長を担当するとともに当該職場を統轄し日常の執行にあたる。

(中央会計監査)

第44条 中央会計監査は組合財政の健全かつ運営を維持するため、執行機関を独立して組合の会計業務を監査し、機関に報告する。

(支部長)

第45条 中央執行委員は支部長を務め、代表してその支部を統轄する。

(中央委員)

第46条 中央委員は支部長を補佐し、職場委員と協力のもとで支部内の職場を統轄する。

(職場委員)

第47条 職場委員は職場組合員の幹事役にあたる。

### 第2節 役員の選出

(中央役員の選出)

第48条 中央執行委員長、中央副執行委員長、中央書記長、中央書記次長、中央会計監査、中央執行委員は組合員の直接無記名投票、または、大会代議員の投票により選出する。

ただし、選挙規則は別に定める。

(支部長・中央委員・職場委員)

第49条 支部長、中央委員、職場委員は互選によって選出する。

### 第3節 役員の任期

(任期期間)

第50条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 中央役員は定期大会より次期定期大会までの2年とし、再選を妨げない
- (2) 役員に欠員が生じた場合は、大会または執行委員会で補充することができる。
- (3) 中央委員、職場委員の任期は定期大会より次期定期大会改選時までとする

## 第5章 専従者

(組合専従者)

第51条 組合に組合専従者を置く。

(性 格)

第52条 専従者とは組合の役員として専ら組合業務に従事するものをいう。

(選 出)

第53条 専従者は中央執行委員長・中央副執行委員長・中央書記長の互選によるものとし、大会にて承認を得ることとする。

(会社への通知)

第54条 組合が専従者を選定したときは、会社に専従者の所属および氏名を通知する。

(組合休職)

第55条 専従者の専従期間中は組合休職とする。

(賃 金)

第56条 専従者の賃金および手当は組合で支給することとし、その取り扱いは別に定める。

(取り扱い)

第57条 専従者の取り扱いその他については別に定める。

## 第6章 組合書記・顧問

(雇い入れ)

第58条 組合は書記局の業務を円滑に行うため、書記を雇い入れることができる。また、顧問をおくことができる。

(性 格)

第59条 書記とは組合員または組合員以外から雇い入れ、専ら組合業務に従事するものをいう。

(取り扱い)

第60条 書記の人数および取り扱いについては中央執行委員会が決定する。また、顧問は中央執行委員会が推薦し、大会の決定を得て中央執行委員会が委嘱する。

## 第7章 争 議

(争議行為)

第61条 争議を行うときは全組合員の直接無記名投票による過半数以上、もしくは大会代議員および中央執行役員の直接無記名投票による3分の2以上の同意を得てから開始しなければならない。

(闘争委員会)

第62条 組合は必要に応じて、中央執行委員会の決議により闘争委員会を設ける。闘争委員会は中央執行委員会が代わるものとし、同じく中央執行委員会の業務も闘争委員会が行う。

## 第8章 統 制

(制 裁)

第63条 組合員が次の行為をしたときは制裁を加えられる。

- (1) 組合の規約または機関の決議に違反したとき
- (2) 組合の名誉を毀損したとき
- (3) 組合の統制・秩序を乱したとき
- (4) 組合の運営事務の発展を妨げる行為を行ったとき
- (5) 組合員としての義務を怠ったとき
- (6) その他不適當な行為があったとき

(制裁の種類)

第64条 制裁は戒告、権利の停止、除名の3種類とする。

(制裁の適用および手続)

第65条 組合員に制裁を適用するときは、大会または中央委員会の決議・決定を要する。ただし、制裁の決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

(表 彰)

第66条 組合に多大の貢献をした組合員については大会の決議により表彰する。表彰するにあたっては別に規定で定める。

## 第9章 会 計

(経 費)

第67条 組合の経費は加入金、組合費、寄附金およびその他の収入をもって当てる。

(組合会計)

第68条 毎月の給料より徴収し、一般会計・闘争会計と受払会計および一斉積立金に分ける。

(一般会計)

第69条 組合の通常経費は一般会計とし、次の収入で賄う。

- (1) 組合費および組合加入金
- (2) 事業収入
- (3) 臨時徴収金および寄附金

(闘争会計)

第70条 闘争会計は闘争活動に関わる必要な経費として独立会計とする。

(受払会計)

第71条 受払会計は専従者の退職金積立などに充当し、さらに今後の特別科目の支出を見越して独立会計とする。

(一斉積立金)

第72条 一斉積立金は闘争積立金とし、組合員が1人月、500円を積み立てる。のち組合員の資格を失ったとき返還するものとして独立会計とする。

(特別会計)

第73条 特別会計は特別に積立が必要な事項が発生した場合、設けることができる。また会計処理については一般会計に準ずる。

(加入金)

第74条 組合に加入するときは1人につき1,000円の加入金を納めるものとし、その徴収は加入日の属する賃金計算期間の給料より控除する。ただし、定年再雇用者については加入金を徴収しない

(組合費の徴収)

第75条 組合費の徴収方法は次のとおりとする。

- (1) 組合費は会社に依頼し、給料支払いの際に控除する
- (2) 加入日の属する賃金計算期間の給料より控除し、毎月1人あたり課税対象額合計×1.1%とする

- (3) 出向組合員も加入日の属する賃金計算期間の給料より控除し、毎月1人あたり課税対象額合計×1.1%とする

(臨時資金の徴収)

第76条 臨時資金の徴収は中央執行委員会が必要と認めたときは、中央委員会の議を経て臨時資金を徴収することができる。

(組合費の返還)

第77条 納入された組合費・臨時資金等は、いかなる場合にも返還しない。

(賃金および手当の支給)

第78条 専従者および書記の賃金・手当、ならびに組合員が組合活動に従事した場合の必要経費は別に定める諸規程により支給する。

(会計処理)

第79条 組合費の会計処理は次のとおり行う。

- (1) 組合費その他一切の金銭受け取りには領収書を発行および記帳し、指定の銀行に預金し保管する
- (2) 支払いについては中央執行委員長、中央副執行委員長、中央書記長の承認を得て行う
- (3) すべての銀行通帳や会計帳簿を保管し、支払われた領収書のすべてについて証拠書類を保管する

(会計年度)

第80条 組合の会計年度は毎年8月1日より7月31日までとする。

(会計報告)

第81条 会計報告は次のとおり行う。

- (1) 会計は3ヶ月毎に経理内容を中央会計監査役員にて監査を受け、その都度中央執行委員会の確認を得るものとする
- (2) 定期大会において、すべての財源および使途、主要な寄附者の氏名ならびに現在の経理状況を示す資料を作成し組合員に報告する
- (3) 組合の定期大会には、組合員に委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに公表する

(閲覧の権利)

第82条 組合員は何時でも委員長に対し、組合  
会計の閲覧を申し出ることができる。

(書類の保存)

第83条 帳簿・伝票・証書類等、会計に関する  
書類を期末決算後2年間は書記局に保存  
しなければならない。

2011年9月25日一部改定(第58条)

2011年9月25日一部改定(第60条)

2012年9月23日一部改定(第23条)

2012年9月23日一部改定(第45条)

2012年9月23日一部改定(第46条)

2013年9月29日一部改定(第1条)

2013年9月29日一部改定(第4条)

2017年9月24日一部改定(第38条)

2017年9月24日一部改定(第50条)

2022年9月25日一部改定(第75条)

## 第10章 解散および合併

(解散および合併の手続き)

第84条 組合は大会において出席代議員の直接  
無記名投票により、4分の3を超える同  
意を得なければ組合を解散し、または他  
の組合と合併することはできない。

## 第11章 規約の改廃

(規約の改廃)

第85条 本規約は大会において組合員の直接無  
記名投票による過半数を超える同意を得  
なければ改廃することができない。

## 第12章 附 則

(必要事項)

第86条 組合の業務遂行のため、必要な諸規程  
および細則は別に中央執行委員会が定め  
ることができる。

(施行期日)

第87条 この規約は2011年10月1日より  
施行する。

2005年9月18日一部改定(第23条)

2005年9月18日一部改定(第72条)

2006年9月24日一部改定(第1条)

2006年9月24日一部改定(第4条)

2008年9月21日一部改定(第4条)

2008年9月21日一部改定(第74条)

2009年9月27日一部改定(第14条)

2011年9月25日一部改定(第38条)

2011年9月25日一部改定(第6章)